

令和7年度（2025年度）在宅医療・介護連携コーディネーター育成事業業務処理要領

1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が委託する令和~~7-6~~年度（202~~5~~年度）在宅医療・介護連携コーディネーター育成事業を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務の目的及び概要

介護保険法に基づく地域支援事業に位置付けられている在宅医療・介護連携推進事業として、市町村は「在宅医療・介護連携に関する相談支援」を実施することとされ、コーディネーターの配置等による、相談窓口の設置・運営により連携の取組を支援する必要がある。その相談支援の役割を担う者（以下「在宅医療・介護連携コーディネーター」という。）等を対象とした研修を行い、資質の向上を図る。

3 業務概要

在宅医療・介護連携支援コーディネーター研修の開催

- (1) 開催回数 2回（オンライン可）
- (2) 研修対象者 在宅医療・介護連携コーディネーターとして従事するもの、またはその予定のもの
- (3) 使用教材 道（業務を委託した場合は受託団体）又は科目ごとに担当講師が作成するテキスト
- (4) 受講料（テキスト代含む） 無料
- (5) 研修内容

講義、演習、実践報告及びグループワーク等多様な方法を組み合わせて行う。

- ・ 在宅医療・介護連携コーディネーターに求められる機能と役割
- ・ 患者又は利用者家族の要望を踏まえた在宅医療の提供について
- ・ 多職種連携の構築に繋がるアプローチの方法について
- ・ 関係者からの相談に対する具体的な対応について

カリキュラムの内容は、上記内容を基本として道（業務を委託した場合は受託団体）が別途定める。

研修実施後は受講者に対してアンケートを実施する。

- (6) 研修時間 1日間（6時間程度）
- (7) 開催案内・申込
研修実施要領（開催案内）等は、受託者が作成し関係団体へ周知するものとする。なお、受講申込先は受託者とする。
- (8) 業務の進捗状況の報告等
事業終了後、委託者に実施結果を報告する。
- (9) 定員
各研修回100名程度の定員を確保する。

5—実施期間

契約の日から令和8年（2026年）3月31日まで

4-6 業務処理計画書について

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、任意様式により業務処理計画書を委託者に提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務処理計画書を変更しようとする場合は、あらかじめ変更後の業務処理計画書を委託者に提出し、その承認を得るものとする。

5-7 実績報告書について

- (1) 受託者は、研修終了後、開催概要、受講者数等を記載した報告書を作成し、委託者へ提出するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品（研修修了者名簿、研修テキスト・研修動画等の研修資料）を作成し、令和8-8年（20266年）3月21日までに、委託者に提出するものとする。

6-8 その他

その他事業の実施に当たって必要な事項は、委託者と受託者が協議の上決定する。